

# 労働者福祉資金融資制度のご案内

生活資金の安定、子育て、介護等を応援する資金です。  
 [千葉県]と[ろうきん]による提携制度で安心してご利用いただけます。

	中小企業労働者生活安定資金	育児・介護休業者生活安定資金	離職者生活安定資金
お申込み できる方	1. 中小企業にお勤めの方。 2. 1年以上同一の事業者に雇用されて、年間所得が150万円以上の方。 3. 県内の同一住所に1年以上居住し、世帯の生計を維持している方。	1. 中小企業にお勤めの方。 2. 1年以上同一の事業者に雇用されていて、年間の所得が150万円以上の方。 3. 育児休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく育児休業・介護休業中の方。 4. 県内の同一住所に1年以上居住している方。	1. 会社の都合又は自己の都合により離職している方。 2. 離職時に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条に規定する失業給付を受けようとしている資格を有する方で、現にその申請を行った方。 3. 労働の意志および能力を有し、現に求職活動を行っている方で離職後18ヶ月以内の方。 4. 県内に1年以上居住し、世帯の生計を維持していた方。
資金使途	療養費または分娩費・冠婚葬祭費・教育費・火災または事故による損失に充てる費用・住宅の補修費・その他知事が必要と認める生活に伴う臨時の出費に要する費用。	育児・介護休業期間中の生活資金。（育児・介護休業による賃金の減少により生活上必要とする資金）	融資対象者およびその扶養家族が必要とする生活安定資金。 一般：基本的な生活を維持するために日常的に必要なとする資金 特別：中小企業労働者生活安定資金と同じ
融資額	最高100万円	最高50万円 （育児・介護休業の期間3か月以下の場合） 最高100万円 （育児・介護休業の期間3か月超の場合）	最高30万円（一般資金） 最高20万円（特別資金） *限度額は一般と特別併せて 最高50万円
金利 （固定金利）	年2.2% （別途保証料0.8%要）	年1.9% （別途保証料0.8%要）	年1.5% （別途保証料0.8%要）
返済期間	最長5年	最長5年 （育児・介護休業期間中は据え置き、その据え置き期間を含む）	最長3年 （3か月の据え置き期間を含む）
返済方法	元利均等月賦または月賦・半年賦併用返済	元利均等月賦または月賦・半年賦併用返済	元利均等月賦返済
担保	不要	不要	不要
保証	日本労信協の保証。（別途0.8%の保証料が必要・上記融資金利に上乘せとなります。） 離職者生活安定資金については、日本労信協の保証の他に連帯保証人1名が必要となります。		

融資条件・申込方法など詳しくは、<千葉県>および千葉県内の<中央ろうきん>各支店・ローンセンターへお問い合わせください。

詳しくは ⇒ <https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/kin-fukushi/yuushi/fukushishikin.html>

【お問い合わせ先】

千葉県商工労働部雇用労働課

電話：043-223-2743 FAX：043-221-1180 Mail：koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp